

TOTTORI UNIVERSITY OF ENVIRONMENTAL STUDIES
公立鳥取環境大学情報
http://www.kankyo-u.ac.jp/

公開講座(とっとり県民カレッジ連携講座)

と き 2月6日(土) 10:30～12:00
と ころ 鳥取県立図書館2階 大研修室(尚徳町101)
テ ー マ ジオパーク入門
講 師 新名阿津子(環境学部 准教授)
参加料 無料
申込方法 開催の前日までに「受講希望テーマ・会場・住所・氏名・電話番号」を電話・ファクシミリ・電子メールのいずれかで下記問い合わせ先まで

問 公立鳥取環境大学 企画広報課 ☎ 0857-38-6704
☎ 0857-32-9053 ✉ kikaku@kankyo-u.ac.jp

リファレンス いなば
リサイクルファクトリー 1月スケジュール

内 容	日 時	定員	費用
木工 木のコースター	19日(火) 10:00～12:00	4人	100円
裂き織り	23日(土) 10:00～15:00	4人	実費
健康布ぞうり	27日(水) 10:00～15:00	10人	100円

※詳しくは、電話でお問い合わせください。上記以外の体験講座や外部出張も行います。お気軽にご相談ください。

問 リファレンス いなば(伏野 2220) ☎ 0857-59-6026
休館日：月曜日(ただし月曜日が祝日の場合は翌平日)・年末年始

鳥取県立産業人材育成センター 生徒募集

平成28年度入校生募集科と募集定員

科 名	実施校	期間	定員
コンピューター制御科(専攻科)	倉吉	2年	12人
コンピューター制御科(1年制)	倉吉	1年	9人
土木システム科	倉吉	1年	8人
木造建築科	倉吉	1年	6人
自動車整備科	米子	2年	5人
設計・インテリア科	米子	1年	17人
デザイン科	米子	1年	14人

対象者および出願手続き

- 高等学校卒業見込みの人:願書などを実施校に直接提出
- 上記以外で18歳以上の求職中の人(自動車整備科は高卒以上):ハローワークで手続きし、受付処理された願書などを実施校に提出

募集期間:1月4日(月)～2月1日(月)必着

試験日:2月8日(月)

授業料:年111600円(減免制度あり)

特 典:①保育料助成 ②遠隔地にお住まいで、通校が困難な場合の支援(米子校のみ) ※男性:寄宿舎(男子寮)、女性:賃貸住宅家賃助成

※倉吉校では、知的障がい者を対象とした1年間の生徒(総合実務科)を同時募集(授業料は無料)

問 産業人材育成センター(旧高等技術専門学校)
倉吉校 ☎ 0858-26-2247 米子校 ☎ 0859-24-0372

鳥取市雇用創造協議会
市内一般求職者向け人材育成研修の受講生募集

【6次産業化人材育成コース(地域資源)】

内 容	地域資源の6次産業化をテーマに、地域の資源・事業環境分析・サービス設計などのスキル習得
研修期間	2月1日(月)～5日(金)※5日間
会 場	鳥取市文化センター(吉方温泉三丁目)

※1日あたり最大3530円の受講奨励金支給制度があります(一定の条件あり)。

市内事業者向けセミナー 参加者募集

【地域資源活用型産業創出セミナー】

と き	1月15日(金)	1月28日(木)	2月15日(月)
内 容	地域資源を活用した着地型観光	地域資源を活用した魅力ある観光商品開発	地域資源を活用した売れる商品開発
講 師	株式会社リクルートライフスタイル(じゃらんリサーチセンター) 沢登次彦さん		
会 場	とりぎん文化会館(尚徳町)		

問 鳥取市雇用創造協議会(第二庁舎経済・雇用戦略課内)
☎ 0857-20-3134 または 090-1680-3924
☎ 0857-20-3046

鳥取市ボランティア・市民活動センターの案内

はじめてみませんか? ボランティア入門講座	
と き	1月 6日(水) 10:30～11:45 1月14日(木) 14:00～15:15 1月19日(火) 19:00～20:15
と ころ	さざんか会館2階 市民活動拠点アクティブとっとり会議室
内 容	ボランティアの基礎的知識、募集情報紹介、NPOについてなど
市民活動のための助成金相談会	
と き	1月22日(金) 13:30～15:00 1月25日(月) 18:30～20:00
と ころ	さざんか会館2階 市民活動拠点アクティブとっとり会議室
内 容	助成金の探し方、申請方法、助成金情報の紹介など ※1団体(個人)の相談時間は45分まで・要予約
NPOなんでも相談会	
と き	1月27日(水) 13:30～15:00
と ころ	さざんか会館2階 市民活動拠点アクティブとっとり会議室
内 容	団体の立上げ、組織運営、協働事業、その他NPOに関することなど ※1団体(個人)の相談時間は45分まで・要予約

※いずれも受講無料

問 鳥取市ボランティア・市民活動センター
☎ 0857-29-2228 ☎ http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/tvc/

鳥取市勤労青少年ホーム

Good Job ナビゲーション

～仕事とキャリアアップのよろず相談～

内 容 相談員が、勤労青少年の仕事の悩みやキャリアアップ及び転職などの就労に関するあらゆる相談にのり、どうすれば勤労青少年の現状の悩みなどを解決できるか一緒に考えていきます。

※開催日には5人程度を定員とし、1人あたりの相談時間は50分を目安とします。

と き 2月の土曜日(13:00～20:00)
日曜日(10:00～16:00)

と ころ 鳥取市勤労青少年ホーム1F音楽室もしくは2F音楽室

相談料 無料(秘密厳守)

対 象 市内に居住または勤務の35歳までの勤労青少年

申し込み 1月4日(月)～20日(水) 17:00まで
※定員に満たない場合は21日(木)～25日(月) 17:00まで延長

※プライバシー保護のため完全予約制。

所 鳥取市勤労青少年ホーム(吉成三丁目1-3)
☎ 0857-24-1702

図書館だより

- 中央図書館 ☎ 0857-27-5182 ☎ 0857-27-5192
開館時間 9:00～19:00(土・日曜は17:00まで)
 - 気高図書館 ☎ 0857-37-6036 開館時間 10:00～18:00
 - 用瀬図書館 ☎ 0858-87-2702 開館時間 10:00～18:00
- ※休館日は、毎週火曜日、毎月最終の木曜日

蔵書点検による休館のお知らせ

- 気高図書館 1月25日(月)～29日(金)
- 福部図書室 2月 1日(月)～ 5日(金)
- 河原図書室 1月12日(火)～15日(金)
- 青谷図書室 1月19日(火)～22日(金)

※閉館中に本を返却される場合は時間外返却ポストをご利用ください。

※紙芝居や大型絵本、CDなどは壊れやすいので、開館中にカウンターへ直接返却してください。

宇田祥子さん(おはなしブリュッケン代表)をお招きして

第2回 ステップアップ講座

と き 1月17日(日) 10:00～12:00
内 容 「物語の紡ぎ手 エリナー・ファージョンの世界」
定員 50人

第9回 親子でいっしょに楽しむ講座

と き 1月17日(日) 14:00～14:30
内 容 「ストーリーテリング(素話)を楽しもう」
対 象 5歳以上(一人でおはなしが聞ける子ども)とその保護者 ※大人だけでも参加可
定員 15組

※いずれも と ころ 中央図書館多目的ホール
申 込 み 中央図書館(1月11日(月祝)まで)

市税 豆知識 **事業主の皆さんへのお知らせ**

【給与支払報告書の提出】

平成28年1月1日現在、本市に住所がある従業員に対して、平成27年中に給与を支払った会社や個人商店の事業主は、**2月1日(月)**までに給与支払報告書を下記問い合わせ先まで提出してください。(平成27年中の中途退職者の給与支払報告書も同様。)

平成28年度の市・県民税額の計算や平成27年分所得証明書などの各種証明書の発行は、この給与支払報告書に基づいて行いますので、提出が遅れると納税通知書の発送が遅れたり、各種証明書の発行ができなくなります。

給与支払報告書の提出は、インターネットを使った市税の電子申告システム(eLTAX:エルタックス)による方法が便利ですのでご利用ください。

【個人住民税は特別徴収で納めましょう】

所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税は特別徴収していないということはありませんか?

所得税を源泉徴収している給与支払者は、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去りし、納めていただく制度です。原則として、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。

個人住民税の特別徴収は、所得税のように税額を計算したり年末調整をする手間はかかりませんし、従業員にとっては毎月引き去られることにより1回あたりの負担が少なくなるだけでなく、金融機関の窓口に向く必要もなくなります。

普通徴収から特別徴収へ切り替えする事業所は、上記給与支払報告書(総括表)に朱書きで「特別徴収切替」と記載の上、提出してください。

問 駅前庁舎市民税課 ☎ 0857-20-3415 ☎ 0857-20-3401

浄化槽の正しい維持管理を!

浄化槽は、水環境の保全に大きな役割を果たしていますが、維持管理が不十分だと機能が低下し、汚れた水が川などに流れてしまいます。

そのため浄化槽は、**保守点検、清掃、法定検査**の実施が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理をお願いします。

- 保守点検の実施
点検・修理・消毒剤の補充。家庭用では、年に3～4回以上
- 清掃の実施
汚泥などの除去。年1回(全ばっき方式は6カ月に1回)以上
- 法定検査の受検
・定期検査 毎年1回
・設置後検査 使い始めて3カ月を経過した日から5カ月以内
- こんなときは市への届出が必要です。
◆新設および構造変更 ◆使用の開始 ◆管理者の変更
◆使用の一時休止 ◆廃止

問 環境下水道部庁舎下水道経営課庶務係
☎ 0857-20-3923 ☎ 0857-20-3319